



帰省する子供が実家の自動車に乗っても大丈夫ですか？



「運転者限定特約」と運転者の「年齢条件」について



春になると、「子供が免許を取ったので今のままで運転できますか」と、お問合せを多くいただきます。運転する方や年齢に合わせて条件を設定することで、ご家族の補償範囲を変更できます。

Q・同居の子供が免許を取得したので、今契約している車に乗れるようにしたいのですが？

A. 「運転者年齢条件」を子供の年齢に合わせて変更、「運転者限定特約」がついている場合は外す手続きが必要です。

Q・別居の子供が帰省している間だけ、実家の自動車を運転しますが、手続きは必要ですか？

A. 「運転者年齢条件」は変更不要です。「運転者限定特約」はお子様の未婚・既婚を問わず「運転者限定なし」にする必要があります。

Q・この車は私だけしか運転しません。現在27歳です。

A. 「運転者年齢条件」を「26歳以上」に「運転者限定特約」は「本人限定」にしてください。

運転される方	① 記名被共済者 	② ①の配偶者 	③ ①②の同居の親族 	⑤ 別居の親族・友人・知人など
運転者限定特約				
なし	○	○	○	◎
本人・配偶者限定	○	○	×	×
本人限定	○	×	×	×

◎：年齢に関係なく補償
○：運転者の年齢条件の範囲内で補償
×：補償対象外

貨物車、キャンピング車、二輪自動車、原動機付自転車は対象外です

「○」の場合は同居の運転できる最も若い方の年齢に応じて次の運転者条件をお選びください。

自家用自動車 (普通・小型・軽四) 二輪自動車	年齢問わず 補償	21歳以上 補償	26歳以上 補償	30歳以上 補償	35歳以上 補償
原動機付自転車	年齢問わず 補償	21歳以上 補償			
上記以外(貨物車など)	年齢条件なし				

条件を変更すると掛金が変わります。お気軽にお問い合わせください。

